〃	第七十九回	千万円	九百九十九万五千五百八十四円
〃	第八十回	三千五百四十万円	三千五百三十八万六千二百二十一円
〃	第八十五回	三百万円	二百九十九万九千三百九十二円
〃	第九十回	四億五千二百五十七万円	四億五千二百五十六万七千六百二十三円

〃	第八百一回	三億六千六百万円	三億六千五百八十五万四千二百二十四円
〃	第八百二回	二千九百五十万円	二千九百四十八万八千二百五十八円
〃	第八百三回	八千三百五万円	八千三百一万六千九百二十六円
〃	第八百四回	一億七千八十七万円	一億七千八十万千九百三十八円
合　計		千八百九億五千五百九十三万円	千八百八億八千百六十二万九千六百九十八円

○厚生労働省告示第三百四十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月一日から適用する。ただし、同年十一月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年十一月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
別表			
Ⅰ　（略）			
Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格			
001～132　（略）			
133　血管内手術用カテーテル			
(1)・(2)　（略）			
(3)　ＰＴＡバルーンカテーテル			
①～⑤　（略）			
⑥　再狭窄抑制型			170,000円
(4)～(22)　（略）			
134～193　（略）			
194　人工椎間板			296,000円
195　体表面用電場電極			35,200円
Ⅲ～Ⅴ　（略）			
Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
区分	名称	単位	材料価格
001～057　（略）			
058　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料			
(1)　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）		1個	3,820円
(2)　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）		1個	5,230円
059　（略）			
Ⅶ～Ⅸ　（略）			

改正前			
別表			
Ⅰ　（略）			
Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格			
001～132　（略）			
133　血管内手術用カテーテル			
(1)・(2)　（略）			
(3)　ＰＴＡバルーンカテーテル			
①～⑤　（略）			
（新設）			
(4)～(22)　（略）			
134～193　（略）			
（新設）			
（新設）			
Ⅲ～Ⅴ　（略）			
Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
区分	名称	単位	材料価格
001～057　（略）			
058　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料		1個	3,820円
059　（略）			
Ⅶ～Ⅸ　（略）			